

仕 様 書

1. 施設名 精華町立精華中学校
2. 所在地 精華町大字南稲八妻小字丸山 7 番地
3. 設置場所 別紙学校平面図のとおり
4. 敷地面積 28,448 m²
5. 使用期間 令和 7 年 7 月 1 日～令和 1 2 年 6 月 3 0 日

※本自動販売機に関係した設置学校の児童生徒指導上の問題が生じた場合に、
精華町が自動販売機設置事業者に販売の停止及び自動販売機の撤去を通知し
た時は、早急に販売の停止及び撤去し、それに係る費用については、設置業者
の負担とする。また、販売の停止及び撤去を実施しても、前受した使用料及び
電気使用料は返金しない。

6. 設置場所寸法・職員数・児童生徒数 別表 2 のとおり

7. 自動販売機等の設置条件

(1) 設置機器の仕様について

設置する自動販売機の機器については、次に掲げる条件を満たしたものとする。

- ア 省電力やノンフロン対応など環境に十分配慮したものであること。
- イ 新 500 円硬貨及び 1,000 円紙幣が使用できること。
- ウ 自動販売機の転倒防止や回収ボックスの飛散防止を十分行うこと。
- エ 災害時に自動販売機の飲料を通電時に取り出すことができる機器とすること。
また、災害時に精華町が飲料の提供を必要と判断した場合には、自動販売機内
の全ての飲料を無償提供すること。

(2) 販売品目等について

- ア 販売品目は、清涼飲料水（お茶、スポーツ飲料、水（炭酸飲料を除く））
の飲料とし、酒類・たばこの販売を行わないこと。
なお、販売品の具体的な構成については学校との協議によること。
※炭酸飲料、コーヒー飲料、乳飲料については、学校が許可した場合の
み、可とする。
- イ 容器の種類は、缶またはペットボトルなどの密閉式の容器とすること。なお、ビ
ンは不可とする。
- ウ 販売価格は、標準販売価格以下とすること。

(3) 使用料及び電気使用料の納金

- ア 設置事業者として決定した者が入札した価格（総額（5 カ年））をもとに四半期
ごと（3 カ月分）の使用料とする。
請求月は、4 月、7 月、10 月、1 月とし、請求分は、請求月を含む 3 カ月分
を前払いとする。
- イ 電気使用料は、原則として自動販売機の定格消費電力に基づき次の算定基準に

より算定した額とする。

請求月は、4月、7月、10月、1月とし、請求分は、請求月を含む3ヵ月分を前払いとする。

●電気使用料算定基準（3ヵ月分）

$$\begin{aligned} \text{電気使用料} = & (\text{定格消費電力[kw]} + \text{電熱装置定格消費電力[kw]}) \\ & \times 0.25 \times 24 \text{ 時間} \times 365 \text{ 日} \div 12 \text{ ヵ月} \times 3 \text{ ヵ月} \\ & \times \text{電気料金単価 (請求月の関西電力の従量電灯 A の最低従量単価)} \end{aligned}$$

※カタログ等で平均消費電力等が示されている場合は、上記の定格消費電力をそれに置き換える。いずれも 60Hz の場合の消費電力を使用。

ウ 使用料及び電気使用料については、請求納期（請求後約一ヵ月以内）までに納入すること。

（4）利用上の制限

契約期間中は、次の事項を遵守すること。

- ア 使用料及び電気使用料を期限までに確実に納付すること。
- イ 自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡又は転貸してはならない。
- ウ 販売品の搬入・廃棄物の搬出時間及び経路については、学校の指示に従うこと。

（5）維持管理

契約期間中は、次の事項を遵守すること。

- ア 設置管理、故障時の対応、販売品補充、金銭管理など自動販売機の維持管理については、設置事業者が行うこと。
また、販売品の賞味期限に十分注意するとともに、在庫・補充管理を適切に行うこと。
なお、自動販売機の設置管理、故障時の対応、商品の補充及び売上代金の回収等を他者に行わせようとする場合は、自動販売機の管理関係等に関する届出書（様式6）を精華町に提出すること。
- イ 自動販売機に併設して、販売品の容器の種類に応じた使用済み容器の回収ボックスを必要数設置し、設置事業者の責任で適切に回収・リサイクルすること。なお設置の際は、強風による飛散防止対策（回収ボックス、使用済み容器）を十分に行うこと。
- ウ 衛生管理及び感染症対策については、関係法令等の遵守・徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は遅滞なく手続き等を行うこと。
- エ 盗難事故や破損事故等による損害は、精華町の責によることが明らかな場合を除き、全て設置事業者が負うこと。
- オ 自動販売機を設置するにあたっては、据付面を十分に確認したうえで安全に設置すること。また、設置後は定期的に安全面に問題ないか確認すること。
- カ 契約期間中に校舎等の改修工事等で、自動販売機の設置場所が工事範囲になっ

た場合は、学校と協議の上、速やかに設置場所を移転すること。

キ 自動販売機の故障や問い合わせについては、連絡先を明記し、設置事業者の責任において対応すること。

(6) 原状回復

設置事業者は、契約期間が満了又は契約が解除された場合は、速やかに原状回復すること。

なお、原状回復に際し、設置事業者は一切の補償を精華町に請求することができない。

8. 売上状況の報告

売上状況を販売品目ごとに下記のとおり報告すること。

(1) 報告内容

販売品目、月ごと、売上本数

(2) 報告期限

4～9月分（報告期限：10月31日）、10～3月分（報告期限：4月30日）

※ただし令和7年度は10～3月分（報告期限は上記と同じ）

9. その他

・設置事業者は自動販売機設置前に各施設に設置しようとする機器（回収ボックスを含む。）のカタログ及び配置図を提出すること。設置にあたっては各施設担当者と設置日を調整の上、すみやかに自動販売機を設置すること。

・休校日 国民の祝日に関する法律に規定する休日、日曜日及び土曜日、春季休校日、夏季休校日、冬季休校日、その他校長が特に認める日

10. 担当及び連絡先

精華町役場 教育部学校教育課 電話 0774-95-1906

別表2

施設名	設置場所寸法		職員数 令和7年5月1日現在	生徒数 令和7年5月1日現在
	幅	奥行		
精華町立精華中学校	1.8m	1.0m	38人	396人